

令和6年度 生野区広報紙「広報いくの」 広告掲載募集要項（追加分）

1 募集媒体 生野区広報紙「広報いくの」 令和6年5月～令和7年4月号

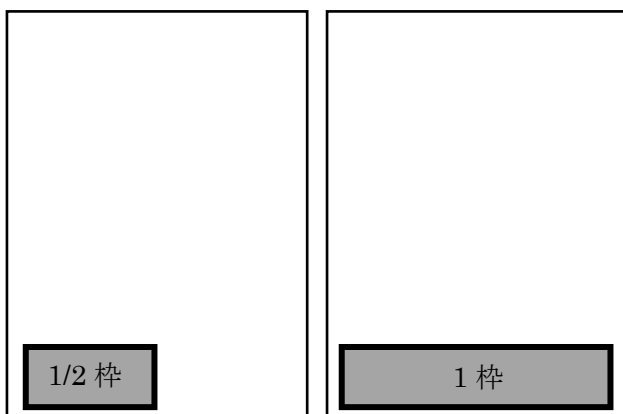
2 媒体の概要

- (1) 形状 タブロイド版、4色刷り
- (2) 頁数 12ページ
- (3) 発行部数 73,000部/月（予定）
- (4) 発行日 毎月1日（ただし4月号のみ3月31日）
- (5) 配布方法
 - ・区内の全世帯・全事業所（有人）に配布
 - ・区役所に設置

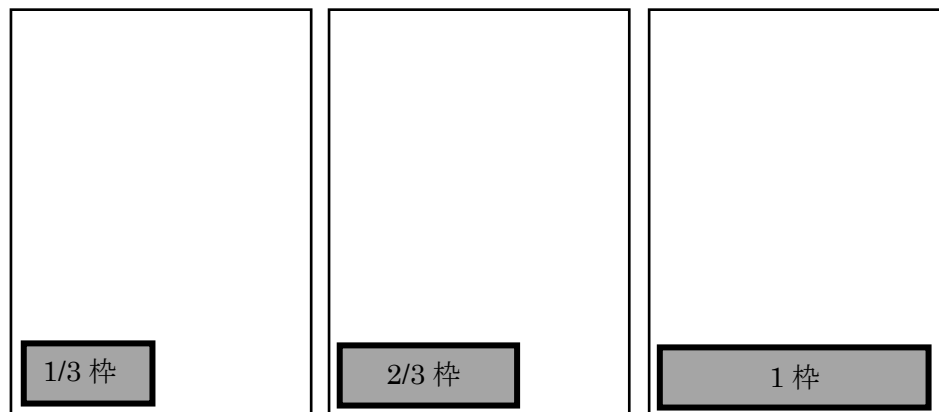
3 広告の規格・料金

- (1) 掲載場所 各面の下段
- (2) サイズ
 - ・1面・最終面 (1/2 枠使用) 縦60mm×横118mm
(1 枠使用) 縦60mm×横240mm
 - ・中面 (1/3 枠使用) 縦60mm×横78mm
(2/3 枠使用) 縦60mm×横158mm
(1 枠使用) 縦60mm×横240mm

【1面・最終面】



【中面】



(3) 広告掲載料金

下記の広告は割引価格になります。

- ・ 広告掲載申込み書の住所が生野区内
- ・ 広告内容の店舗所在地、イベント等の開催地が生野区内

※契約月数に対する割引はありません

- ・ 1面（ひと月あたり）

	サイズ	価格(税込)	
		通常	割引
1/2 枠 使用	縦 60mm×横 118mm	¥48,000	¥43,000
1 枠 使用	縦 60mm×横 240mm	¥96,000	¥86,000

- ・ 最終面（ひと月あたり）

	サイズ	価格(税込)	
		通常	割引
1/2 枠 使用	縦 60mm×横 118mm	¥36,000	¥32,000
1 枠 使用	縦 60mm×横 240mm	¥72,000	¥64,000

- ・ 中面（ひと月あたり）

	サイズ	価格(税込)	
		通常	割引
1/3 枠 使用	縦 60mm×横 78mm	¥20,000	¥18,000
2/3 枠 使用	縦 60mm×横 158mm	¥40,000	¥36,000
1 枠 使用	縦 60mm×横 240mm	¥60,000	¥54,000

※割引後の金額は百円以下の端数は切り捨て

- ・ 広告料には、制作費（版下・デザイン）を含んでおりません。
- ・ 完全データにて入稿してください。（掲載希望月の前々月 15 日まで）
- ・ 中面については、掲載頁の指定はできません。

(4) 刷り色 4色まで可

(5) フォント

JIS 規格約 7 ポイント（10 級相当）を最小とします。ただし、特別な場合（表、リスト、

地図等)はJIS規格約5.5ポイント(8級相当)まで使用できます。

(6) その他

広告には、広告主の所在地・問合せ先(電話番号)の明記が必要です。

広告欄外に、本紙指定の位置に指定の大きさで、「以下は、『広告スペース』です」と表記します。

4 掲載できない広告

「大阪市広告掲載要綱第4条」及び「大阪市生野区役所広告掲載要領第5条及び第6条」の各号に該当するもの

5 申込方法

「生野区広報紙『広報いくの』広告掲載申込書(追加分)」に必要事項をご記入のうえ、生野区役所企画総務課あてご提出ください。(提出先は「8 提出・連絡先」参照)

【申込み開始日時】3月15日(金)9時より先着順

【締め切り】掲載希望月の前々月5日まで(例)6月号掲載希望の場合は4月5日まで

・申込同日受領分は抽選により掲載決定を行います。

ただし、面ごとに申し込み月数が多い順(支払い総額順)に優先いたします。

※連続した月でなくてもかまいません。

6 広告掲載申込書提出後の流れ

(1) 当区において広告掲載申込書受付後、広告掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書および広告掲載料の納入通知書を送付します。

(2) 掲載の決定を受けた者は、大阪市が発行する納入通知書により、指定期日までに大阪市の指定金融機関に広告掲載料を納入してください。

(3) 掲載する広告の原稿については、指定する期日までにデータファイル(イラストレーター、PDF等)をメール等で生野区役所企画総務課へ提出してください。

なお、広告原稿は、大阪市生野区役所広告掲載審査委員会の承認をうけることとなります。

(4) 広告原稿の作成にかかる一切の経費は、広告掲載事業者の負担となります。

7 その他

(1) 掲載については、「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市生野区役所広告掲載要領」に適合し、かつ、区の広報紙の品格を損なわないものとしてください。

(2) 広告掲載の決定後、原稿の提出がなかった場合は、広告掲載料の返還はできません。

(3) 本要項に記載のない事項については、必要に応じて生野区役所と協議のうえ定めることとします。

(4) 本要項の内容に疑義が生じた場合は、生野区の解釈に従うこととします。

8 提出・連絡先

大阪市生野区役所 企画総務課

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3-1-19

電話 06-6715-9683 FAX 06-6717-1160

メール to0001@city.osaka.lg.jp